

同行援護に係る Q & A

1 支援の範囲関係

質問の内容	基本的な考え方	備考
宿泊を伴う利用については、対象として差し支えないか。	対象として差し支えない。 外出については、「原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」とされているが、例えば、1泊2日の宿泊を伴う利用の場合、2日間を別々に報酬算定することとなる。 ただし、就寝中等サービス提供を行っていない時間については、報酬算定されないことに留意されたい。	
サービスの始点・終点については、駅など居宅以外でも差し支えないか。	居宅以外でも差し支えない。	

2 同行援護従業者養成研修関係

質問の内容	基本的な考え方	備考
一般課程に相当する研修として、移動支援従業者養成研修（ガイドヘルパー研修）を、都道府県知事が認めても差し支えないか。	認めても差し支えない。 ※平成23年6月30日障害保健福祉関係主管課長会議資料 P90 参照	
応用課程に相当する研修として、基金事業における視覚障害者移動支援従事者資質向上研修を、都道府県知事が認めても差し支えないか。	認めても差し支えない。 ※平成23年6月30日障害保健福祉関係主管課長会議資料 P91 参照	

3 サービス提供責任者関係

質問の内容	基本的な考え方	備考
サービス提供責任者の資格要件をご教示願いたい。	サービス提供責任者の資格要件については、下記のア～エのうち、アかつウ、イかつウ、またはエのいずれかに該当する必要がある。 ア 介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護従業者養成研修１級課程修了者又は、居宅介護従業者養成研修２級課程修了者であって３年以上介護等の業務に従事した者。 イ 平成２３年９月３０日において、現に地域生活支援事業における移動支援事業に３年以上従事した者。 (ただし、平成２６年９月３０日までの間に、上記アの要件を満たさなければならない。) ウ 同行援護従業者養成研修応用課程(相当する研修課程修了者を含む。)を修了した者。 (ただし、上記アに該当する者については、平成２６年９月３０日の間においては、当該研修課程を修了したものとみなす。) エ 国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者。(準ずる研修修了者を含む。)	ウの「相当する研修課程」として、視覚障害者移動支援従事者資質向上研修を認めても差し支えない。